

令和5年8月企業団議会定例会会議録

会 期 8月29日（火曜日）午後2時00分～午後2時30分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（9名）

1番	萩原太郎	2番	浦野洋太郎
4番	川又康彦	5番	大平洋人
6番	本多勝実	7番	菅野喜明
8番	安藤喜昭	10番	佐藤定男
11番	高橋道也		

欠席議員（2名）

3番	沢井和宏	9番	片平秀雄
----	------	----	------

説明のため出席した者

企業長	木幡浩	副企業長	須田博行
理事 二本松市長	三保恵一	理事 桑折町長	高橋宣博
理事 国見町長	引地真	理事 川俣町長	藤原一二
代表監査委員	佐藤博美	事務局長	武田光正
次長兼 施設管理課長	田村正	総務課長	安食徹
総務課 課長補佐兼 総務経理係長	松本芳幸	施設管理課 課長補佐兼 施設第二係長	笠原克度

事務局出席者

総務課 契約管財係長	佐藤広治	総務課技査	小幡政幸
総務課主査	佐藤洋亮	総務課副主査	村島理映

1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
- (2) 会議録署名議員の指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議席の指定
- (5) 議長の選挙
- (6) 議案第7号ないし報告第2号の提出
- (7) 提案理由の説明
- (8) 一般質問
- (9) 討論、採決

2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議長の選挙
- (3) 議案第7号 令和4年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件
- (4) 議案第8号 福島県市町村総合事務組合規約の変更の件
- (5) 議案第9号 福島地方水道用水供給企業団監査委員選任の件
- (6) 報告第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の繰越しの件
- (7) 報告第2号 専決処分報告の件

午後2時00分 開 会

副議長（菅野喜明）本議会は、定足数に達しておりますので、これより8月企業団議会定例会を開会いたします。

この際ご報告をいたします。沢井和宏議員、9番、片平秀雄議員より所用のため、本日1日間、欠席の届け出がありました。

日程に従いまして、この際、議事進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま、ご着席の議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名をいたします。

6番、本多勝実議員、8番、安藤喜昭議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は、本日、8月29日の1日間とすることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（菅野喜明）ご異議ございませんので、会期は、8月29日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めるため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることにいたします。

日程に従い、これにより新たに企業団議員となられた方の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、副議長において指定いたします。

議席は、1番、萩原太郎議員、2番、浦野洋太郎議員、3番、沢井和宏議員、4番、川又康彦議員、5番、大平洋人議員、10番、佐藤定男議員を指定いたします。

日程に従い、議長の選挙を行います。

これは、議長が欠員となっていることによるものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとして、その指名は副議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（菅野喜明）ご異議ございませんので、選挙の方法は指名推選によることとし、その指名は、副議長に一任と決しました。

直ちに指名いたします。

福島地方水道用水供給企業団議会議長に、萩原太郎議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました、萩原太郎議員を当選人と決して、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（菅野喜明）ご異議ございませんので、ただいま、指名いたしました、萩原太郎議員が企業団

議会議長に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、萩原太郎議員が議長に当選されましたので、告知いたします。

議長に当選されました、萩原太郎議員をご紹介します。

【議長（萩原太郎）登壇】

議長（萩原太郎）ただいま菅野副議長よりご指名いただき、皆様方のご推挙により企業団議会の議長に選任いただきました萩原太郎でございます。微力ではございますが、この職務を全うすべく誠心誠意、水道企業団の発展のため努力してまいりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いし議長当選の挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

副議長（菅野喜明）ここで、議長を交代いたします。

【副議長、議長と交代】

議長（萩原太郎）ただいまより、議事を進めます。

ただいま企業長より、議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

これより、日程に従い、議案第7号ないし報告第2号を一括して議案といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

企業長（木幡 浩）議長、企業長。

議長（萩原太郎）企業長。

【企業長（木幡 浩）登壇】

企業長（木幡 浩）本日ここに、8月企業団議会定例会の開会にあたり、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況について申し上げます。

現在、福島地方水道用水供給事業基本計画2025の策定に着手しており、構成団体の水道担当課長、外部有識者から意見や助言をいただきながら、今年度中に原案をまとめてまいりたいと考えております。

また、6月3日には、水道週間に併せて、4年ぶりにすりかみ浄水場一般公開を行いました。小学生の施設見学においては、本日までに、圏域内の小学校25校から約1,000名が来場しており、今年度は、コロナ禍以前の状況に回復してきていると感じているところであります。

さて、本定例会に提出いたしました案件は、議案3件、報告2件であります。

議案第7号、令和4年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件は、決算の認定をお願いするものであります。

議案第8号、福島県市町村総合事務組合規約の変更の件は、組合規約を左横書きに変更するものであり、地方自治法の規定に基づき、構成団体との協議と議会の議決を必要とするものであります。

議案第9号、福島地方水道用水供給企業団監査委員選任の件は、東海林一樹委員が、本日8月29日をもって任期満了になりますことから、後任の監査委員を選任するため、議会の同意を求めるものです。

報告第1号、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の繰越しの件は、令和4年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算のうちから、令和5年度へ、工事3件、金額にして497万2千円を繰越したので、報告するものです。

報告第2号、専決処分報告の件は、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る専決処分について報告するものです。

以上が議案の内容であります。詳細については、事務局より説明させますので、よろしくご審議のうえ、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

事務局長（武田光正）議長、事務局長。

議長（萩原太郎）事務局長。

【事務局長（武田光正）登壇】

事務局長（武田光正）それでは、議案についてご説明いたします。

初めに、議案第7号、令和4年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件について、お手持ちの別冊決算書によりご説明申し上げます。令和4年度水道用水供給事業会計決算書、またはフォルダの方をお開き願います。なお、金額につきましては、千円単位に省略いたしますのでご了承願います。

決算書の1ページ、2ページをお開き願います。令和4年度水道用水供給事業決算報告書であります。

(1) 収益的収入及び支出、収入の部、第1款事業収益の決算額は、44億5,286万3千円で、予算額に比べて、2,234万9千円の増となりました。主な要因は、給水収益等の増によるものです。

続きまして、下段の支出の部、第1款事業費用の決算額は、43億4,522万円で、不用額は1億5,512万2千円であります。

次に3ページ、4ページにお進み願います。

(2) 資本的収入及び支出、収入の部、資本的収入はございません。

支出の部、第1款資本的支出は、決算額16億6,800万9千円であります。地方公営企業法第26条の規定による繰越額は、497万2千円で、7,316万2千円の不用額が発生しました。

表の下の米印に記載したとおり、収支が不足する額、16億6,800万9千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

次に、5ページ、2の損益計算書にお進み願います。

下から3行目をご覧ください。令和4年度事業実施の結果、当年度純利益は8,707万9千円となり、前年度繰越欠損金を加えた14億3,611万9千円が、当年度未処理欠損金となるものです。

次に7ページ、8ページにお進みいただき、3の剰余金計算書をご覧ください。

資本金及び資本剰余金については、前年度から変動はございません。欠損金は、当年度純利益8,707万9千円の発生により、当年度未処理欠損金は14億3,611万9千円となり、その結果、資本合計は、427億6,051万8千円となるものです。

次に8ページの下、4の欠損金処理計算書をご覧ください。

表の右側の未処理欠損金14億3,611万9千円が、翌年度への繰越欠損金となるものです。

次に9ページ、10ページ、5の貸借対照表をご覧ください。

令和5年3月31日現在において、企業団が保有する固定資産、流動資産を合わせた資産合計と、その取得の源泉となります負債・資本合計は、それぞれのページの1番下に記載のとおり、同額の917億8,313万円であります。

次に、11ページをご覧ください。

6の注記、ローマ数字のⅠ、重要な会計方針及びローマ数字Ⅱ、貸借対照表関連については、記載のとおりであります。

次に、決算附属書類でございます。12ページにお進み願います。

事業報告について、要点をご説明します。

1、概況、(1)総括事項、①業務の状況、片仮名のイ、水道用水供給事業の3行目から、年間総有収水量は、3,850万2,956立方メートルで、前年度と比較して、38万6,142立方メートルの減でしたが、当初予定水量と比較すると、4万5,406立方メートルの増となります。有収率は99.8%で、前年度と比較して0.3%の増であります。これにより、給水収益は31億5,873万6千円で、当初予算と比較して172万2千円の増となっています。

次に、ロの水質検査事業は、構成団体の水質検査を実施しており、水質検査手数料は2,359万8千円で、当初予算と比較して、171万8千円の増となっています。

次に、②の財政状況は、先ほど説明いたしました、決算報告書等の内容を文章化して記載したものです。

次に、③の災害復旧の状況、④の建設改良工事の状況、⑤の再生可能エネルギーへの取り組み状況は、記載の内容のとおりであります。

次に、13ページ、14ページの(2)経営指標に関する事項は、記載のとおりであります。

次に、15ページの(3)議会議決事項、(4)行政官庁許認可事項、(5)職員に関する事項は、記載のとおりであります。

次に、16ページから17ページにかけては、工事の概況です。16ページは、100万円以上の建設工事の概況4件、17ページの(2)は、同じく100万円以上の保存工事の概況11件で、施工内容等はそれぞれ記載のとおりであります。

次に、18ページ、3の業務、(1)業務量、イの業務量は、取水量、送水量、及び有収率を前年度

と比較したものであります。

続いて下段の口の業務内容は、月別の送水量、有効水量、及び有収水量を記載しております。

次に、19ページにお進み願います。

上の表は、構成団体ごとの年間総給水量、1日最大給水量、及び1日平均給水量を示しており、詳細は記載のとおりです。

続いて、ページ中ほどのハの共同水質検査は、企業団と構成団体で、水質検査を共同で実施しており、総検体数と、延べ項目数を記載しております。詳細については記載のとおりであります。

次に、20ページ、(2)事業収益に関する事項、イの事業収益は、合計で41億3,335万5千円となり、口の供給単価は、1立方メートル当たり82円4銭となるものです。

次に、(3)事業費用に関する事項、イの事業費用は、合計で40億4,627万6千円となり、口の給水原価は、1立方メートル当たり80円75銭となるものです。

次に、21ページ、22ページをお開き願います。

4の(1)重要契約の要旨については、100万円以上の重要契約を記載しております。

イの物品等の購入関係4件、口の工事請負関係18件、22ページのハが、業務委託関係22件となっており、契約内容は記載のとおりであります。

次に、23ページの(2)企業債の概況にお進み願います。

当年度分の償還高は、合計で14億4,226万9千円です。これにより、令和4年度末の未償還残高は、合計で98億9,079万5千円となるものです。

次に、5のその他、(1)については、消費税法の規定により、不課税収入のうち、特定収入の用途を明記したものであります。

次に24ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

事業を実施した結果、下から3行目の資金期末残高は、年度期首より1億1,314万6千円増加し、54億9,502万6千円となったものです。

次に、25ページから28ページにかけましては、収益費用明細書です。決算内容を款、項、目、節ごとに表したものです。

次に、29ページの固定資産明細書にお進み願います。

こちらは、貸借対照表に記載してある有形固定資産と、無形固定資産の詳細について、記載しております。

次に、30ページから32ページの企業債明細書は、起債内容、償還状況を年次別に表したものです。

以上が、決算書に関する説明でございます。

なお、本決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定による決算審査が行われており、監査委員により、決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書が提出されております。

恐れ入りますが、別冊の審査意見書、またはフォルダをご覧ください。

別冊の審査意見書、こちらの方になります。こちらの方をお願いいたします。

資金不足比率審査意見書は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付して議会に報告申し上げ、公表するものです。

審査意見書の23ページをお開き願います。意見書の23ページでございます。

23ページの資金不足比率については、下段の第4、審査の結果、表の記載のとおり、令和4年度決算におきましても資金不足はございませんでしたので、資金不足比率はバー表示となっているものであります。

次に、資料が変わりまして、提出議案の綴りの方、またはフォルダの方をお開き願います。A4横のものでございます。提出議案の2ページの方にお進み願います。

議案第8号、福島県市町村総合事務組合規約の変更の件について、ご説明します。

組合規約の一部を変更するもので、デジタル化社会に合わせ、組合規約を左横書きに改めるものであり、地方自治法の規定に基づき、構成団体との協議と、議会の議決を必要とすることから、議案を提出するものです。

続きまして、3ページ、議案第9号、福島地方水道用水供給企業団監査委員選任の件について、ご説明します。

東海林一樹監査委員が、本日8月29日をもって任期満了となることから、後任の監査委員を選任するため、企業団規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。議会選出の監査委員については、国見町から企業団議員に選出された、佐藤定男氏を後任として提案するものでございます。

続きまして、4ページ、報告第1号、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の繰越しの件について、ご説明します。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和4年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算のうちから、令和5年度へ、工事3件、金額にして497万2千円を繰越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものです。

繰越しの内容については、5ページの予算繰越計算書の記載のとおりであります。繰越しの理由は、日頃より設備の維持管理に努めておりますが、3件の工事、いずれも突発的な機器不良が発生し、取替工事を発注しましたが、半導体不足等により、使用資材の納品に時間を要したことから、年度内に支払い義務が生じなかったものです。

続きまして、6ページ、報告第2号、専決処分報告の件についてご説明します。

福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び同組合規約の変更に係る専決処分についてであります。

7ページから8ページにかけて記載のとおり、田村広域行政組合の解散に伴い、組合構成数の減少と、規約変更に関して、地方自治法に基づき、構成団体との協議と、議会の議決を必要とするも

のでありますが、同決定については、企業長の専決事項に指定されており、専決処分を行ったため、本議会に報告するものです。

議案の説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（萩原太郎）それでは、日程に従い、これより一般質問を行います。

一般質問の通告がございませんので、一般質問を終結し、これより、討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 27 分 休 憩

午後 2 時 28 分 再 開

議長（萩原太郎）再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 7 号、令和 4 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきまして、決算のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（萩原太郎）起立多数。

よって、議案第 7 号につきましては、決算のとおり認定されました。

続いてお諮りいたします。

議案第 8 号、福島県市町村総合事務組合規約の変更の件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（萩原太郎）起立多数。

よって、議案第 8 号につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 9 号、福島地方水道用水供給企業団監査委員選任の件につきましては、議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となる議事でありますので、佐藤定男議員の退席を求めます。

【10 番（佐藤定男）退席】

議長（萩原太郎）これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 9 号、福島地方水道用水供給企業団監査委員選任の件につきましては、原案のとおり同意

することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（萩原太郎）起立多数。

よって、議案第9号につきましては、原案のとおり同意することに決しました。

ここで、佐藤定男議員の入室を求めます。

【10番（佐藤定男）入場】

議長（萩原太郎）以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

午後 2 時 30 分 閉 会

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

副議長

議員

議員